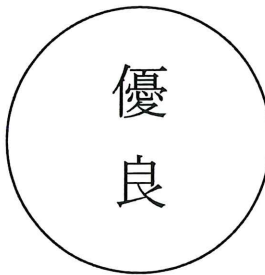


# 産業廃棄物処分業許可証



住所 神奈川県相模原市緑区橋本台一丁目8番21号  
氏名 三友プラントサービス株式会社  
代表取締役 小松和史

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。  
第14条の2第1項

千葉県知事 熊谷 俊人

許可の年月日 今年5年10月25日

許可の有効年月日 令和11年3月24日



## 1 業の範囲

### (1) 事業の区分

焼却、破碎及び中和・混合による中間処理

### (2) 産業廃棄物の種類

ア 焼却による中間処理に係るもの

- (ア) 燃え殻、(イ) 汚泥、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、
- (カ) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、(キ) 紙くず、
- (ク) 木くず、(ケ) 繊維くず、(コ) 動植物性残さ、(サ) ゴムくず、
- (シ) 金属くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (ス) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物を除く。）、
- (セ) ばいじん、(リ) 鉱さい、(ロ) がれき類、
- (フ) 処分するために処理したもの  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 破碎による中間処理に係るもの

木くず（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 中和・混合による中間処理に係るもの

- (ア) 燃え殻（セメント製造工程で使用可能なものに限る。）、
- (イ) 汚泥（中和・混合処理により燃料及びセメント原料として再生利用可能な有機性汚泥に限る）、(ウ) 廃油、(エ) 廃酸、(オ) 廃アルカリ、
- (カ) 廃プラスチック類（自動車等破碎物を除く。）、
- (キ) ばいじん（セメント製造工程で使用可能なものに限る。）  
（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を処分できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を処分できない。

(続 く)

(許可証の続き)

2 事業の用に供するすべての施設  
許可証別紙1及び2のとおり

3 許可の条件

- (1) 産業廃棄物の保管及び処理にあたっては、シャッター及び脱臭設備等の維持管理を徹底することにより悪臭の発散を防止し、敷地境界における臭気指数は13以下を遵守すること。
- (2) 焼却施設については、放流先のないクローズドシステムであるため、最大降雨に対しても対応できるよう施設管理に万全を期すこと。
- (3) 廃棄物貯留ピットからの漏洩対策を施すとともに、地下水汚染に対する定期的なモニタリングを行うこと
- (4) 中和・混合による中間処理にあたっては、燃え殻及びばいじんの処理後廃棄物はセメント原料として適正に処分すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成21年 2月17日 新規許可  
令和 4年 2月28日 変更届 (保管施設の変更)  
令和 4年 7月13日 更新許可 (優良認定)  
令和 5年 7月 6日 変更届 (保管施設の変更)  
令和 5年10月25日 変更許可 (事業の区分に中和・混合による中間処理を追加)

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 有・無

(以下余白)



## 許可証別紙1

## 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
焼却施設 (施行令第7条第3号、第5号、第8号、第13号の2) (平成19年3月30日、第18-2-233号)	燃え殻 86 t/日 (3.58 t/h×24時間) 汚泥 51 t/日 (2.13 t/h×24時間) 廃油 34 t/日 (1.42 t/h×24時間) 廃酸 104 t/日 (4.33 t/h×24時間) 廃アルカリ 104 t/日 (4.33 t/h×24時間) 廃プラスチック類 36 t/日 (1.50 t/h×24時間) 紙くず 97 t/日 (4.04 t/h×24時間) 木くず 105 t/日 (4.38 t/h×24時間) 繊維くず 70 t/日 (2.92 t/h×24時間) 動植物性残さ 113 t/日 (4.71 t/h×24時間) ゴムくず 45 t/日 (1.88 t/h×24時間) 金属くず 116 m <sup>3</sup> /日 (4.83 m <sup>3</sup> /h×24時間) ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 116 m <sup>3</sup> /日 (4.83 m <sup>3</sup> /h×24時間) ばいじん 86 t/日 (3.58 t/h×24時間) 鉱さい 116 m <sup>3</sup> /日 (4.83 m <sup>3</sup> /h×24時間) がれき類 116 m <sup>3</sup> /日 (4.83 m <sup>3</sup> /h×24時間) 処分するために処理したもの 34 t/日 (1.42 t/h×24時間) (平成20年12月10日)	1	千葉県東金市 滝沢字藤井台 632番1、 632番8
破碎施設 (施行令第7条第8号の2) (平成19年6月21日、第19-2-300号)	木くず 45.0 t/日 (1.875 t/h×24時間) (平成20年12月10日)	1	
中和・混合施設	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ばいじん 15 m <sup>3</sup> /日 (令和5年5月19日)	1	

(以下余白)



許可証別紙2

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所
固形廃棄物保管施設 1 (屋内ピット)	38 m <sup>2</sup> 341 m <sup>3</sup>	1	千葉県東金市 滝沢字藤井台 632番1、 632番8
固形廃棄物保管施設 2 (屋内ピット)	12 m <sup>2</sup> 19 m <sup>3</sup>	1	
固形廃棄物保管施設 3 (屋内ピット)	24 m <sup>2</sup> 35 m <sup>3</sup>	1	
廃油保管施設 (屋外タンク)	30 m <sup>3</sup>	1	
廃酸、廃アルカリ保管施設 (屋外容器)	78 m <sup>2</sup> 210 m <sup>3</sup>	1	
固形廃棄物保管施設 4 (屋外容器)	114 m <sup>2</sup> 232 m <sup>3</sup>	1	
固形廃棄物保管施設 5 (屋外容器)	45 m <sup>2</sup> 50 m <sup>3</sup>	1	
燃え殻、ばいじん保管施設 (屋内ピット)	34 m <sup>2</sup> 62 m <sup>3</sup>	1	
廃油等混合物保管施設 (屋外容器)	58 m <sup>2</sup> 64 m <sup>3</sup>	1	

(以下余白)

